

厚生委員会会議録

平成22年11月5日(金)

(開会) 9:58

(閉会) 12:35

委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。「認定第18号 平成21年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。前回の委員会で、楡井委員から資料要求のありました資料につきましては、お手元に配布しておりますのでご参照ください。決算の審査に先立ち、監査委員より決算審査意見書の訂正について発言したい旨の申し出がっておりますので、発言を許します。

監査事務局長

大変申し訳ございません。決算意見書をお願いいたします。審査意見書の2ページでございます。2ページの1番上に、表-1 業務実績比較表を掲載しておりますが、この中の1番上の種別、単位、21年度、20年度、21年度と20年度との比較、21年度と20年度の増減率(%)、この21年度と20年度の増減率につきまして、この欄を間違えております。正誤表で上の欄に誤り、下の欄に正しいものを表示しております。錯誤の部分に下線を付けておりますので、よろしくをお願いいたします。今後このようなことがないように十分注意いたします。申しわけありませんでした。この場で正誤表にて訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長

最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

楡井委員

市立病院事業の決算について何点かお尋ねいたしたいと思います。まず決算書の3ページにあります、1番右の1番下のところなんですけども、平成21年度の決算の赤字ということで3500万円余ですね。累積赤字が6465万4千円余り、合わせて9985万1千円余りということになっているようですけども、これが21年度の決算ないし累積赤字の到達というような数字の見方でいいんでしょうか。

健康増進課長

委員おっしゃいますとおり、赤字分ということになります。前年度分の繰越欠損額6465万4226円、当該年度が純欠損といたしまして3519万7327円を加えたものが、当該年度の未処理欠損金といたしまして9985万1553円となっております。これは減価償却費の赤字分ということでございます。

楡井委員

それで平成20年度のときの決算では、1億5280万円ほどの赤字ということになっていたと思うんですけども、それとの関連はどうなっているのか説明してください。

健康増進課長

委員おっしゃいます1億5000万円の赤字は、協会本体のほうの決算額の赤字ということでございまして、市立病院事業会計の赤字といたしましては、先ほど言った額が赤字額ということでございます。

楡井委員

それでは1億5280万円がどうなったかは分からないわけですか。

健康増進課長

協会本体の決算につきましては、前々回の閉会中の委員会のほうでも報告したと思いますけれども、その赤字分も増えておりまして、21年度では2億3700万円程度赤字ということになっています。

楡井委員

それから2ページの上の表の小計の欄の補正予算額も同じですけど、1750万3000円という数字がありまして、それから7ページの剰余金のところによく似た数字が出てくるんです。数字が3列並んでいて、1番右の列の下から2行目に1750万2766円という数字があるんですけど、はじめ言った数字とこの数字はどういう違いなんですか。

健康増進課長

いま言われる2ページの分が資本金的収入及び支出の分の収入のところの納付金の分の1750万2766円と、貸借対照表の資本の部の寄付金のところに計上されています。1750万2766円の分ということで、これは同じものでございます。

楡井委員

いまの数字と2ページの1750万3000円という数字がちょっと良く似た数字なので、切り上げたら2ページの数字になるんですけど、切り上げて計算をしているんでしょうか。

健康増進課長

1750万3000円の部分は予算額のほうでございまして、その右に決算額といたしまして1750万2766円ということでございますので、その額と同じ額ということでございます。

楡井委員

分かりました。どうもすいませんでした。それから7ページの企業債残ということで1億9200万円余りが上がっていますが、これが労災病院から市立病院として買い取る際の借金の残りということでいいんでしょうか。

健康増進課長

そのとおりでございます。

楡井委員

もう一つ確認です。一般会計負担金が、決算附属書の8ページなんですけど、ここの総括事項ということでずっと書いてあるところなんですけど、この中身なんですけど、一般会計負担金1億3315万円、それから一般会計補助金63万3000円余という数字がありますので、この一般会計から負担金、補助金の中身について説明してください。

健康増進課長

まず一般会計の負担金につきましては、交付税措置で算入された分を病床分負担金、救急病院分負担金と合計いたしまして1億3300万円を、負担金として会計に入れております。一般会計補助金につきましては、市立病院管理運営協議会等の費用といたしまして、補助金として受け入れているものでございます。

楡井委員

そうするとこの補助金のほうは、交付税措置のほうは分かるんですけど、補助金関係は市立病院の関係では1円も出さないというふうに我々に説明がされてきたんですけど、それとの関連でこの補助金の63万3000円というのは、どういう関係になりますか。

健康増進課長

これは協会の運営に対しての補助金ではございませんで、市が諮問機関として運営協議会を設置しております。その運営に係るものでございますので、本来の運営に関する補助金とは違いますので、ご理解願います。

楡井委員

交付税措置という形で1億3300万円余りがきたんですけど、予算の関係の説明のときに

は、確か1床あたり59万円になったので、1億4750万円ぐらい来るといふふうに説明されてたと思うんですが、それとは合いませんけども、どういうことですか。

健康増進課長

59万4000円の単価といたしましては、平成21年度の単価ということになります。それで現在の取り扱いといたしましては、本来、交付税の算入額といたしましては、前々年度のベッド数に対して算入がされております。21年度で言いますと、19年度のベッド数といたしましては、その当時は市立病院がございませんので、潁田病院のベッド数が算定基礎となります。ですので、本来、交付税に算定する額とは異なった形の算定方法をとっておりまして、その当該年度のベッド数に前年度の単価を算定基礎として計算をいたしております。それで先ほど言われました、1億4850万円というのは平成22年度の予算としてはこういったものを出しておりますけども、21年度といたしましてはその前年の分の単価の分の48万2000円の計算をした単価で計算しまして、最終的には病床分の負担分といたしましては1億2050万円を算入いたしております。

榆井委員

そうすると病院のほうの協会のほうの運営ということ言えば2年遅れで入ってくるということになって、その間の差額の分は少々きついというようなことにもなるんですか。赤字の原因と申しますか、資金不足の原因にもなるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうですか。

健康増進課長

交付税の算入としては2年になるんですけども、それを1年遅れた形での交付をしております。それで現実には、その財源が赤字の補てん財源としてはなっておりますが、本来その病院事業の運営といたしましては、医業収益の黒字化をやって健全な病院運営をやるということでございますので、この額が1年遅れて、その分が赤字になったからということで、そういう理由にはならないということで、努力をしてほしいということをお願いしてあります。

榆井委員

それでも結局は先ほど言われたように2億3700万円ほどの赤字になってしまっているわけですね。それからいま言われたように、国のほうから2年遅れてくるけれども、協会のほうには1年遅れでやっているということになると、その1年間分は市の負担ということになるんですか。

健康増進課長

そのとおりでございます。

榆井委員

それから、きょういただいた資料なんですけど、3ページの下のほうの表なんですけど、1日当たりの患者数、入院数ですね。これは1番右の数字が去年の平均152.6ということになっていまして、平成21年度が165.1ということになっているんですけども、市立病院のベッド数は250ということですから、21年度でも165で84か84かそのくらいぐらゐの空きと申しますか、充足率は250分の165という数字で見えていいんですか。

健康増進課長

そのとおりでございます。基本的には平成20、21年度につきましては、整形外科の常勤医師がいないということで、入院患者の受け入れができなかったというのが、この低い数字になっております。平成22年度につきましては常勤医師3名を確保した段階で、現在のところ10月までの平均では入院で200床を超えております。それで経営状況についても黒字化の方向でいま進んでおりますので、21年度と比べますとかなり大幅な収益の増に繋がっているというふうに思っております。

楡井委員

運営協議会の議事録の関係で見るとですね、市立病院関係者ではないかなというふうに思われる委員の方の発言として、開業医関連の委員の方たちに対して、この165という数が、充足率が足りないというようなこともあるんでしょうけども、入院患者を送ってくれというような発言をされている方があるんですね。そうなった場合、医療給付費は減るじゃないかというふうにも思うんですけども、そうなってくると国保会計の圧迫ということにもならないかなというような感じもするんですが、どうでしょうか。

健康増進課長

現実的に市立病院自体の入院患者が増えれば、当然医療費としては増加するということは、そのとおりでございます。私ども国保会計、老人会計と別に市立病院の会計を持っているものとしたしましては、片方では医療費の抑制をやって、片方では入院患者数を増やせというところで、そのジレンマに陥っているところはありますけども、今回の病院会計のことだけを考えますと、やはり患者数の増加、それも現に入院の必要のある患者さんとか二次医療で治療を必要とする患者さんについては、医師会の一次医療から積極的に送っていただいて、なるべく早く良くなるようにということで連携をとっていきたいと、そういうふう考えています。

楡井委員

それではお医者さんの数、それから看護師の数に関連してお聞きしたいんですけども、この間、大変皆さん方努力をされているようであります。平成21年度の議事録なんですけど、これを読ませていただいたら医師が足りないということでの医師確保の努力の後が見えるんですけど、余り具体的じゃないんですね。それで、その結果として平成20年度、21年度を比べた場合、皮膚科1名、整形3名、耳鼻科が1名増えていますし、内科が4名、眼科が1名常勤のお医者さんが減っています。それから非常勤の方たちも内科で2名、脳外科で1名増えていますけども、神経内科が1名非常勤がおられたんですが、それが0になっているし、整形外科1名、眼科2名の非常勤のお医者さんが減っているという記録になっています。依然として神経内科、それから脳神経外科、リハビリ科は常勤なしという状態が続いていて、神経内科に至っては先ほど言いましたように、非常勤の方もいなくなったんで誰もお医者さんがいないという状況になっているようです。これは内科のお医者さんのほうでカバーしているという説明がこれまでであったんですけども、こういう状況が依然として続いている状況で、はじめに言いましたように運営協議会でもなんとか努力の方向をということできろいろ努力をしているという話が出てますけれども、ちょっと具体的な取り組みが方向としては見えてきてないんじゃないかなというふうに読んだんですけど、その点での今後の展望といたしますかね、そういうことについてはいかがでしょう。

健康増進課長

医師確保の問題につきましては、やはり大学の医局に対しまして継続的にアポをとって、勧誘のほうを進めております。ただこの協議会でも具体的なものを出してないというのは、現実的にこの大学に行ってますよ、例えば整形外科はこの部分とアポを取ってますよというのは、ちょっとあからさまにできない部分もございまして、その分で表には出してない部分でございしますが、実際にはかなりの頻度で大学側と接触を設けている現状でございします。

楡井委員

平成21年度の管理運営協議会議事録を見ますと、時間が21年度の1回目が30分、それから2回目は40分ぐらいの短い時間のようなんですよ。それで2回ともですね、かなりインフルエンザのことが問題になっていた時期だから、インフルエンザのことでの発言がかなりのスペースを占めているということになっているようなんですよ。そういう意味では、私が具体性と言ったのは、そういう個々の病院がどうのという話もあるんですけども、やっぱり協会に責任をとってもらおうような方向の発言がないんですよ。それからスタートするときの32人の常

勤医師でスタートしますと言ったのは、市と協会との協定というか、約束だったと思うんですよ。そういう協会に医師確保の責任を求めるといふ発言が見られないように私は読みましたけど、どうでしょう

健康増進課長

議事録を見られた中ではそういう感じも読み取れるかなとは思いますが、実際、発言の仕方とかいうので、やっぱり厳しく求められた部分もございます。それで、協会側も32名につきましては、鋭意努力するということではしておりますけど、そもそも人数の確保ができなかった部分というのが、労災から移譲を受けるときに労災がある程度の医師を残すということでの事前の協議が進められた中で、引き上げがなされたということもございます。その部分についても榎井委員も国のほうにはのぼられて、いろいろご尽力いただいていると思っておりますけども、前の労災側についてもその責任を果たしてくれということも含めて、今後とも医師の確保を含めましてそういった行動もとっていきたいとは考えております。

榎井委員

それから看護師さんの確保の問題ですけど、平成20年4月の時点では141人、21年度の4月では151人、22年度の4月1日、これは決算年度ですから直接は関係ありませんけども、4月1日時点では152人という数字になって、若干ずつではありますが看護師さんの人数は増加傾向で確保されているようでありまして、同時にこれは以前にもお聞きしたんですけども、ベッド数との関係での基準も満たしているというふうに言われておりましたけれど、この表では何人採用されて何人辞められたのか、その辞められた原因というのが明らかになってない、見えにくい状況になっているんです。それで例えば平成21年度、決算年度で言えば、何人新しく採用されて何人辞められた結果が151人なのかということについては、お分かりになりますか。

健康増進課長

そこまでの数字は把握いたしておりませんが、開設当初はいろいろな出入りがありまして、辞める方もいらっしゃいましたという話を聞いておりますが、最近看護師さんで辞められる部分の話は伺っておりません。その中で人数が増えているのはなぜかと申しますと、やはり入院患者数が増えてきておりますので、それに対応するため新しい看護師さんの採用を行っている。それと別に看護助手もあわせて1病棟あたり3人の配置をいたしまして、いま5病棟ありますので15名の配置を別段に考えて、患者さんに対応できるようにというような体制をとっているところでございます。

榎井委員

これまでも何度か労働条件等のことでお聞きしてきたことがあるんですけども、この議事録を読むまではそういう問題もあるのかなというようなことについては、ちょっと想像しませんでしたけれども、この議事録によるとパワハラとかセクハラとかいう問題もあるのではないかと委員のご指摘で、それに対して協会側の委員の方だと思われる方が「そんなことはない。」と発言をされているようなんですけども、どういう状況で辞めていっているのか、到達のこの数字だけじゃなくてその過程をきちんとつかんで、労働条件等の心配は市側からもしなきゃならないんじゃないかなというふうに感じましたので、要望も含めてつかんでいただきますようお願いしたいと思います。それから具体的労働条件の1つとして賃金の問題があるんですけど、賃金の比較、ここで言えば済生会病院それから飯塚病院が大きな病院ですから、そういう病院と協会で働いている看護師さん、その他職員の方たちの給与の比較というような資料はありませんか。

健康増進課長

他の民間病院との比較ということは、数字としては持っておりません。ただ協会内部の給与体系といたしましては、一律に給与表がございまして、それをどこの病院も採用しているとい

うことでございます。それと勤務体制の部分と配置条件等につきましては、やはり病院の個々の状況に応じて交代制も若干違いますし、配置人員等も異なっております。今回、250床同数の伊東病院の分を調べましたところ、3交代制の部分につきましては変わらないんですけども、準夜、深夜の看護師の配置人数は伊東市民病院が2名に対しまして市立病院は3名、日勤につきましては1棟あたり3名の看護助手を配置したりということで、かなり労働条件につきましては厚くしているんじゃないかと推測されます。

楡井委員

それから小児科に平成21年度から常勤の医師が配置されたんですよね。それで平成20年度は年間で300弱の患者さんの数だったんですが、この21年度は約1,000人という数字になっているんです。年間で944ということになると、営業している日数は分かりませんが、250日として約1,000人として1日あたり4人ぐらいというような数字になるんですよね。1日4人というのはあまりにも少なすぎるんじゃないかというふう思ったんですが、その原因なりはどんなふう考えていますか。

健康増進課長

小児科の患者さんの少ない原因といたしましては、常勤医師が1人しかいませんので、入院患者を受け入れることができません。それで小児科のほうから紹介を受けて入院を必要とするような患者さんについては、他院のほうに行ってもらう形になりますし、その部分で患者数が伸びてないのではないかと考えております。小児科自体、いまおっしゃったような1日10人にも満たないような患者数しかいませんので、この部分は赤字ということとなっておりますが、最初の市との協定の中で小児科を置くということでございますので、今後その充実も含めてどういったものがふさわしいものなのかということは、今後も協議していきたいと考えております。

楡井委員

労災病院の時代から小児科はなかったんですよ。ですから市立病院になって初めて設置された科なんですけど、嘉飯山のいうふうに言っているかどうか分かりませんが、労災病院を知っている人は、ここに小児科があるということを知らない人も結構いるのではないかと考えていますよ。そういう意味では市立病院にも小児科がありますよというアドバルーンなんかも上げるようにして、宣伝もしていただければというふうに思いますけれども、具体的に手は打っていただきたいというふうに思います。この件については以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

楡井委員

3点ですね。1つは国からの財源補てんがあってもなお赤字が続いているという状況があります。そういう状況なのに、その原因が議会としてチェックできない状況があるわけですね。それで議会としてチェックできないということは、指定管理者制度の大きな弱点だというふうに、私も指摘してきました。この点が2つ目です。それから3つ目は、先ほど言いましたように整形外科などは充実されていきつつありますけれども、先ほどお聞きしましたように、まだ3科で常勤医師が確保できていないというような点を含めてですね、この決算は認定できないということで反対討論とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

他に討論ありませんか。

(な し)

討論を終結します。

採決いたします。「認定第18号 平成21年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、認定することに賛成の議員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:35

再 開 10:41

委員会を再開します。

次に、「市立病院の運営について」を議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「生活保護の運用について」を議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

榆井委員

1つだけお聞きいたします。今年の夏はスーパー猛暑とかいう大きな暑さが続きましたが、生活保護世帯に対する熱中症対策のようなものが何かとられているんじゃないかというふうにお聞きしているんですが、実際どういうものがあったのか紹介してください。

保護第1課長

今夏の暑さは非常に厳しい状況であったというふうには認識をしております。特にいま委員が言われましたように、熱中症対策というものは講じておりませんが、ケースワーカーに対しまして特に高齢独居世帯等々につきましては訪問回数を頻繁に行って、常に声かけをさせていただくというようなことをお願いしております。また民生委員の皆さん方に対しまして、高齢独居世帯等々につきましては見守り活動等々の要請を強くしたところでございます。特に熱中症対策というものについての目標を掲げてしておることじゃなくて、日常の訪問活動の中で対応させていただいておるところでございます。

榆井委員

それではこのスーパー猛暑というのは今夏だけというふうには思えないというのが、現在の地球の状況とか環境の状況じゃないかと思うんです。それで今後こういう問題が起こる可能性も0ではないというふうに思われるので、そういうことについての対策、それからこの夏、生活保護世帯の方が熱中症で病院に運び込まれるというような実態はありませんか。

保護第1課長

ただいま委員から質問がございました、熱中症で病院に搬送された件数は5件発生しております。厚労省のほうは今夏の猛暑について対応をするということでコメントを出しておりますけれども、冬季手当に類する夏季手当というような形の話が出てきておるような状況でございます。私どもも実態的なものについては、国・県に対しましてそういうふうな報告を出しておりますので、今後国の対応を見ながら本市についても対応してまいりたいというふうを考えております。

委員長

他に質疑ありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

次に、「子育て環境について」を議題といたします。「公立保育所民営化に係る保護者及び地元説明会について」および「平成22年度飯塚市公立保育所民営化等実施計画について」、執行部の説明を求めます。

保育課長

津原保育所民営化に係ります保護者説明会及び地元説明会の開催の結果等につきまして、ご報告させていただきます。

去る9月13日に飯塚市運営検討委員会の答申をいただきまして9月24日の厚生委員会で報告させていただいたところです。その後、9月29日に保護者説明会、10月7日に地元説明会を開催しております。その時の内容についてご報告させていただきます。

まず保護者説明会ですが、保護者26名の方の出席をいただいております。公立保育所の民営化等を進める理由、過去に実施した民営化統廃合施設の状況、今回答申いただきました民営化統廃合施設の対象施設はどこであるのか、それから津原保育所の民営化にかかる今後のスケジュール、最後に、民営化後の保育サービス等について説明をさせていただいております。保護者の方からは民営化されると保育士や保育内容、行事等が変わってしまうのではないか、あるいは民営化されると制服や体操服を新しく揃えたり、弁当を持参することになるのではないかとといった民営化後の保育所の運営に関するご質問等が出されております。これに対しまして、市としては急激に保育内容・サービス等が変わらないように、委譲にあたっては保護者や委譲先法人とも十分協議をしながら、円滑に移行できるよう配慮していきますというようなご説明をいたしまして、保護者の皆様の理解を得たところでございます。

また、10月7日の地元説明会では、近隣の6自治会宛に案内を致しまして、地元の住民の方14名、自治会長6名を含む方のご出席をいただいております。説明の内容については保護者説明会とほぼ同じ内容です。その中で出された主な質問は、保護者説明会と同じようなものから、民営化によって生じる財政効果や、民営化後の保育所存続の問題、そういった地元ならではのご質問等もございました。これらにつきまして、市としての考えを十分ご説明し、地元の皆様方の理解も得られたところでございます。なお、保護者や地元住民の皆様に対しましては、今後も必要に応じて説明の機会を設けていきたいと考えております。以上で報告を終わります。

続きまして、「平成22年度飯塚市公立保育所民営化等実施計画について」説明いたします。資料をお願いいたします。先ほど言いましたように、本年9月13日に飯塚市公立保育所運営検討委員会から出されました、「飯塚市公立保育所のあり方について」の答申につきまして、9月24日の厚生委員会で答申の内容をご報告させていただきましたが、この審議の中で、答申の内容は公立保育所のハード的なことが主で、民営化・統廃合等すべき施設の具体的箇所についてのもので、公立保育所としての役割等ソフト的なことが触れられていないのではないかとといった意見が出されたところでございます。実際に市として民営化等を実施していく上におきましては、当然のことながら、保育基本方針等の位置づけを踏まえた上で、実施していくことが重要でありますことから、答申の内容を最大限尊重した上で、具体的な計画となります「平成22年度飯塚市公立保育所民営化等実施計画」を策定いたしております。

それでは、計画書の説明させていただきます。計画書の1ページをお願いします。「飯塚市公立保育所民営化等実施計画策定の趣旨」ですが、本市の公立保育所につきましては、合併と同時に15施設となりましたが、市の財政事情も厳しくなる中で、効率的・効果的に行政サービスを行うため「民間でできることは民間へ移行する」という民間活力導入といった方針

のもと、公立保育所の民営化等を進めてきたところです。しかしながら、現在、12カ所の公立保育所を有しており、本市の規模を考慮すれば、ひとつの自治体が有する公立保育所数としては、まだまだ多いものとなっております。このようなことから、保育の質と量を確保するため、本年2月に出されました次世代育成施策推進委員会専門部会の提言等を踏まえ、公立保育所運営検討委員会において「飯塚市公立保育所のあり方について」の答申がなされたところです。本市としては、国の保育所保育指針及び人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ策定した飯塚市保育基本方針、飯塚市「人権を大切に作る心を育てる」保育基本方針等を基本としながら、この答申を最大限尊重し、今後、公立保育所の民営化・統廃合等を進めていくための具体的な計画となる「飯塚市公立保育所民営化等実施計画」を策定し、これを推進していくこととします。

2ページをお願いします。「飯塚市保育基本方針等の位置づけ」ですが、国の保育所保育指針、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、飯塚市保育基本方針、飯塚市「人権を大切に作る心を育てる」保育基本方針を定めており、これらを踏まえ、保育所が保育を実施するうえでの基本的な考え方である保育理念を、また、この保育理念を具体化するための取り組みの基本的な指針、方向性を示した保育方針を、さらに保育方針を具体化するためのねらい、目印としての保育目標を定めております。また、国の保育における食育に関する指針を踏まえ、飯塚市保育所における食育の計画基本方針を定めております。これらのことを踏まえ、各保育所で毎年作成する保育の計画として保育課程、これに基づく指導計画、さらに食育の計画等を定めております。

3ページをお願いします。保育理念として、飯塚市の保育所では「一人ひとりの子どもを暖かく受容し、保護者からも信頼され、地域に愛される保育所を目指すこと」を理念として掲げ保育を行います。保育方針として、飯塚市の保育所では「一人ひとりの子どもを大切に、豊かな感性と創造力を培い、未来を拓くたくましい子どもを育てる」ことを目指して保育を行います。保育目標として、基本的生活習慣と自立する力を育てるなど5つ目標を掲げています。

4ページをお願いします。「飯塚市保育基本方針」として、保育所は児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とし、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期を過ごす児童福祉施設であることから、飯塚市の保育所で保育を展開するに当たっての基本的な10の事項を定めております。これを実践するために、各保育所は保育所保育指針を踏まえて創意工夫を行うことを定めております。

5ページをお願いします。「飯塚市『人権を大切に作る心を育てる』保育基本方針」として、人間の自由と平等は人類普遍の原理であり、日本国憲法に保障されている基本的人権、児童憲章、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、児童福祉法並びに飯塚市人権擁護に関する条例の理念にのっとり、平和で明るい地域社会の実現をめざすことを基本的な考え方とし、人権を大切に作る心を育てるための人権教育の意義と目的や人権保育の具体的な推進、子どもの虐待などへの対応について定めております。

7ページをお願いします。「飯塚市保育所における食育の計画基本方針」として、楽しく食べる体験を通して、子どもの食への関心を育み、健康的な生活の基本となる「食を営む力＝生きる力」の基礎を培うことを目標として、保育所における食育を実践するために、食育の計画基本方針を定めております。

9ページをお願いします。答申の内容とほぼ同じでございますが、追記等を行った箇所についてのみご説明します。「飯塚市における保育所の状況」につきましては、本年4月1日現在の公立保育所を一覧表であらわしておりますが、備考欄に記載しておりますように、穂波地区の楽市保育所、筑穂地区の筑穂保育所、庄内地区の赤坂保育所につきましては、当初、人権同和保育拠点施設として創設されたという経緯があり、このように記載しております。

10ページをお願いします。「統廃合する施設」ですが、飯塚地区では菰田、徳前保育

所を、穂波地区では楽市、平恒保育所をそれぞれ統廃合する施設としておりますが、先ほどもご説明しましたように、楽市保育所につきましては、創設された当時の経緯等もあることから、統廃合後も引き続き家庭支援推進保育事業を実施していくこととしております。

以下、11ページ以降につきましては、答申書の内容とほぼ同じでございますので、説明については省略させていただきます。以上で説明を終わります。

委員長

次に「赤ちゃんの駅推進事業について」、執行部の説明を求めます。

児童育成課長

赤ちゃんの駅推進事業の実施状況について報告させていただきます。

赤ちゃんの駅推進事業とは、地域で子育てを支える取り組みとして、乳幼児をつれて外出している保護者が人目を気にせず公共施設や店舗等の一角使い、授乳やオムツ替えなど気軽に立ち寄ることのできる場所を確保するものです。県の推進する子育て応援の店推進事業と連携を図り、企業や店舗によびかけ、協力店にはステッカーやのぼりを掲示してもらい、市のホームページで紹介し、地域と一体となった子育てにやさしいまちづくりを推進するものです。

市民の方への周知につきましては、11月1日に市報、市のホームページ、モニター広告等でお知らせいたしております。また、同時に企業、店舗等へ登録の公募を開始しております。現在、資料に記載していますとおり、10月予定分の工事につきましては終了しておりますが、授乳室につきましては、後ソファ等が入れば完了いたします。その他の箇所は計画に沿って工事を進めてまいりたいと思います。資料のもう1枚のほうは実際はピンク色なんですけど、赤ちゃんの駅のステッカーを貼っていただくように考えております。

以上簡単ですが、赤ちゃんの駅推進事業実施状況の報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

飯塚市公立保育所民営化等実施計画についてお尋ねいたしますが、先だつての委員会で答申について説明があった際、私は保育所を民営化することについては賛成ですが、廃止すること、減らすことについては、基本的に私は反対の立場で今日まで意見を言っておりますし、いまでもその考えは変わりません。お尋ねいたしますが、まず、るる説明していただきましたけれど、飯塚市保育基本方針等の位置づけですね、これで2ページから7ページまで説明していただきましたけど、これは私立保育所に対しても適用されるんでしょう、当然。

保育課長

基本的には公立保育所ということで作成はしておりますが、国の定めております保育方針等につきましては共通でございますので、当然これに近い内容になってくるということで指導はしております。

道祖委員

国は保育行政は公立でしなさいということを言っているわけではないと、私は思ってますけど、違いますか。

保育課長

そのとおりだと思います。

道祖委員

であるならば、当然適用されるものというふうに私も思います。だから課長の答弁でいうと、公立保育所に適応するために作ってますという枕言葉を言われましたけれど、それは違うんじゃないですか。全体でしょう。まず第一に全体で、その公立保育所を残すとすれば、そこが保育行政についての指導的な役割を示していくために残すというような答弁をすべきじゃない

いかと思いますが、いかがですか。

保育課長

いまご指摘いただきましたとおり、公立保育所はもちろんのこと私立保育所も飯塚市の保育基本方針に沿ってやっていただくように、今後も一緒になって指導していきたいというふうに思っております。

道祖委員

9ページから飯塚市における保育所の状況等が説明されて、あなた方はこの民営化の実施計画の内容というのは、いま公立保育所が合併して12カ所ありますけど、説明ありました津原ですか、それを平成24年度までに民営化する。12園あるやつを1カ所だけ民営化するということを示しただけの計画ですよ。

保育課長

今回の答申の内容につきましては、民営化につきましては津原保育所のみ決定という答申の内容になっております。

道祖委員

あなた方は今後の民営化にあたっては、国の幼保一体化の問題があるから先送りしますというふうに書いているわけですよ。

保育課長

国のほうで検討されています国の新システムの動向を見ながら、幼保一体化の計画もございまして、その動向をみながら統廃合、民営化等を進めていくということでございます。

道祖委員

幼保一体を国が進めていっているからその様子を見ると、その間1園だけ民営化するということですよ。けどあなた方が付けている13ページの資料を見ると、圧倒的に公立保育所を維持・運営している行政というのは、いま数が少なくなってきているんですね。飯塚市は確かに合併等がありましたから12園になっておりますけれど、他のところも合併の経緯があるのかも分かりませんが、民営化できちっと保育行政をやっているところは、私立ですね、ちゃんとやっている自治体は多いわけです。そういうところで何か問題が生じているんですか。

保育課長

民間での法人等の施設運営について特に問題が生じているということは、市内の保育所の中でもないと認識しております。

道祖委員

今度は統合する施設というふうに出されていますね。飯塚では菰田と徳前、楽市と平恒を統合するというふうになっていますね。けどあなた方が出している資料は、この4園とも定数以上の保育実態があるわけでしょう。

保育課長

いま委員ご指摘のとおり、定数を若干上回っている状況がございます。

道祖委員

ということは、この傾向というのは少子化の問題でいろいろ動く可能性はありますけれど、私は少子化になっても今後の労働人口の減少から考えていったときに、保育所に預ける子どもたちはそんなに減らないというふうに思いますよ。また小中学校の統廃合のときに生まれた子どもたちの減少の資料から見ると、そんなに極端に減っていく傾向には数字が出てないわけですよ。それから考えますと、私は保育所が統廃合されるよりは、そのままに維持管理されて近いところに、いろいろな立場がありますから、働く場所に近いところなり生活拠点に近いところに保育所があるほうが、市民にとっては便利だと思いますけど、なぜ統合するか、その理由がよく分からないんですけれど、見解をお示してください。

保育課長

いま委員おっしゃいますように、確かに細かい保育サービスのうえにおいては、箇所が細かくあったほうが利用しやすいということはあるかとは思いますが、いま市の財政的な事情もございませうけど、いま老朽化も進んでいる施設等もございませう。そういう中で、定員を減らさずして新しい施設として統廃合しながら保育行政を進めていきたいという考えのもとに進めているところでございます。

道祖委員

あなたはいま財政の問題があると言われましたね。市の財政等もありますからとご答弁されましたね。じゃあその18ページの資料を見てください。あなた方が出している資料で、公立と私立では、どちらのほうが経費がかかります。

委員長

暫時休憩いたします

休 憩 11:10

再 開 11:17

委員会を再開いたします。

保育課長

18ページの保育運営に係る財政状況の表で言いますと、いま委員言われますように、これを比較いたしますと公立、私立差し引きすれば1人あたり8,700円、私立保育所のほうが安くなっております。

道祖委員

公立で保育所を運営すると、やはり民営の私立のほうがよりは、やはり経費がかかっているわけでしょう。財政の問題があるというふうに課長答弁されましたけど、本来なら行政としては他の自治体が公立保育所を多く持っていないようになってきているわけですよ。幼保の一体があったとしても、それはちゃんと国が考えて、その指導はしていくと思いますよ。でないですね、公立保育所だから幼保一体が進むとかいう話ではないと思いますよ。子どもを育てるという環境の整備で幼保があるわけですから、それを言い訳にして民営化を遅らせること自体が、私はよく分からないんです。いまご答弁のように民営化のほうが費用は少ないわけです。端的に言いますと、人件費やら考えていったら当然ですね、ここに出ているように比率が、あなた方が出した資料ですよ、財源内訳の歳出の1番下、公立は人件費が87.9%、私立が77.7%なんですよ。これから考えていただいても、公立の保育所のほうが経費が高い。端的に言えばですね。だから、いま飯塚市が行財政改革をやっておるならば当然民営化を進めていくのが本来の姿じゃないんですか。それを幼保があるから先送り、平成24年度まで1園しかしないんですよ。その後は11園残っていくわけですよ。あなた方が統廃合したとしても9園は残るわけですよ。あなた方が今しなくちゃいけないことは、民営化の実施計画を出すならば、5年計画、10年計画を出して、きちっとですね、行財政改革をやっている実態とあわせて計画を出していくのが本来の仕事じゃないんですか。これを計画するときに行財政改革をやっている、公共施設等のあり方を検討している中で、あなた方はその辺はどういうふうに考えて取り組まれたんですか。

児童社会福祉部長

いま委員ご指摘のとおり、行財政改革の中での取り組みといたしまして、子ども公立保育所の中で民にできるものは民にやっていこうということで考えて取り組んでおります。それとこの中で実施計画を出しておりますけど、次世代の後期計画の専門部会に図った中で出しておりますけど、公立保育所は最低でも5施設は残すということで、その他については民営化、統廃合という形で答申は出しております。

道祖委員

5施設は残すということはさておき、あなた方がそちらのほうがいいと言うならばとりあえ

ず5施設を残すとしても、いま統廃合したとしても、9施設だから4施設なり3施設がどういうふうに民営化するかという計画は何も示されていないじゃないですか。いくら行財政改革を考えてやったと言ったって、それはこういうふうにするんだという方針が示されていないんですよ。24年度まで1つしかしないんですよ。25年度から先じゃないと残りのやつは民営化するかしないか考えてないわけですよ、この実施計画は。だから民営化はしないと言うのと一緒じゃないですか。じゃあもう1つお尋ねしますけれど、財政が今後、税収が増える根拠を示してください。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:24

再開 11:26

委員会を再開いたします。

道祖委員

あなた方は答弁するときに財政のことを考えてこういう計画を出しましたと言ったじゃないですか。じゃあ財政の問題があるから、民営化したほうが経費はかからない。そしたら節約するためには、やっぱり民営化という方針のほうが正しいんじゃないんですか。であるなら、その考え方をきちっとですね、12園あるならば12園に対して、こうするということを示すべきじゃないですか。あなた方は税収が今後増えるならば、税金を投入していても維持管理できるでしょうけれど、税収が明確に増えるというような状況にあるわけではないんでしょう。だから職員の定数も削減しているし、公共施設も統廃合して経費の削減をしているわけでしょう。もう1つ言いますよ。統廃合するということで書かれておりますけれど、これは合併したからということで、合併特例債の適用になる可能性はあるんじゃないんですか。ないですか。あるとするならば、合併特例債はあと5年間しか使えないんですよ。それだったら5年間の間にやりますと、統廃合しますということを明記しないとだめなんじゃないんですか。あなた方は財政、財政と言っているけれど、何もしてないじゃないですか。どうですか。私の考えが違いますか。

児童社会福祉部長

いま委員ご指摘の件なんですけど、この穎田保育所の場合でも合併特例債を使わしていただいて建てておりますので、合併特例債を使えば建てることはできますけど、私ども統合した保育所を早く作りたいとは考えておりますけど、まだ土地の問題とかいろいろなことがありますので、その点を5年以内とか明記してないところについては、早く作りたいとは考えておりますけれど、その点で明記をいたしておりません。

道祖委員

それはおかしい。じゃあ5年以内に物ができあがらなかつたら、違う補助金なり単費なりで作っていかなくちゃいけないんですよ。そのときに合併特例債を使ったほうが市の財政としては助かるのか、5年過ぎて物を建てたときに、比較したときに、どちらのほうが財政的には持ち出しが少なくて済みますか。

児童社会福祉部長

当然のことながら、合併特例債のほうが持ち出しが少ないということになっています。

道祖委員

だったらこの実施計画そのものは、おかしいじゃないですか。民営化に対する実施計画ですよ。先ほどから言っているように、ここに明記されているのは、民営化するのは津原だけじゃないですか。他のことについては何も明記されていないわけです。この計画は何年度までの計画ですか。

保育課長

この実施計画の計画はいつまでかということでございますが、先ほどもお話ししましたように、現在国において子育て新システム等が検討されておりますが、そういう国の動向を踏まえながら、基本的には今後も毎年この検討を続けていくということで考えております。

道祖委員

本年度だけの計画だということですか。本年度の中の計画で、平成24年度までに津原を民営化ということですか。違うでしょう。5年なり10年の計画をもって、どうするということをお明記しておかないと計画とは言えないでしょう。単年度ごとに出すんですか。単年ごとに答申を出して単年ごとに実施計画を出すんですか。そんなことないでしょう。根本的な取り組みがなっていないということではないんですか。

児童社会福祉部長

大変申し訳ありませんけど、これについては9月13日に課長が答弁いたしましたように、公立保育所のあり方についての答申が出ておりましたけど、これについてはハード的なことしか、うちのほうで載せておりませんでしたので、これはそれに基づきまして、うちのほうで検討いたしまして、ソフト的なものを込めた中での市としての計画を出させていただきましたので、その点についてご理解をよろしく願います。

道祖委員

だから答申はあなた方がそう言うならば、これは8ページまでの問題でしょう。答申というのは8ページまででしょう。部長が言うハードの面が出ていませんということは、9ページ以降あなた方が考えた内容ですということでしょう。それが飯塚市の保育行政の考え方だということでしょう、ハード面の。だからそれで足りるんですかと言っているんですよ。そんなに悠長するだけの余裕が、飯塚市の財政の中にはあるんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:31

再開 11:40

委員会を再開いたします。

児童社会福祉部長

大変すいません。先ほど委員ご指摘のとおり、私どもが公立保育所のあり方として、公立保育所は各地域の拠点として最低でも5施設は今後も維持・継続することとしておりますけど、その他の施設の民営化等については、実際いま委員言われるように出しておりませんので、これについてはこれからの幼保一元とかいうこともありますけど、うちのほうで計画に基づいて資料を作って、提出していきたいと考えております。

道祖委員

部長の答弁ですけどね、この実施計画を1回引っ込めるということですか。引っ込めないでそのままということですか。実施計画というのはやっぱりですね、きちっと年度を入れて、いつまでに何をどうするということを入れるのが実施計画じゃないですか。これは言葉の羅列だけじゃないですか。こういうのが計画と言えるんですか。私はあなたが先ほど言った「ご理解ください。」と、ご理解できないから言っているんですよ。これは実施計画を10月22日に出して、ご理解したらそのまま走るだけでしょう。ご理解できないんですよ。あなた方はこれを出して、仕事をする際にこれに従ってやらなくちゃいけないというふうなものなんでしょう、実施計画とは。正式に出せば。そしたらこの中には他のことは一切書かれてないから、ここでご理解って言われたらですね、意見は言いましたけど、具体的なものが示されない限りは、やはり私は納得できないんですよ。支障が何もなかったら、ここに書いているのは津原を平成24年度までに民営化するというだけじゃないですか。だったらもう1回ですね、それはその方針として認めても構いませんけれど、全12園をどうするか明確な実施計画を、私は出

すべきだと思いますよ、1回引っ込めて。何か支障があるんですか、これを絶対ここに出しと
なくちゃいけない。1回引っ込めてから作り直すほうがいいんじゃないですか。そうしない
とひとり歩きしますよ。

児童社会福祉部長

委員のご指摘の件は分かるんですけど、この津原保育所の民営化につきましては、平成
24年4月1日からもし民営化するといたしましたら、12月の定例議会にお諮りして、1月
1日の市報に載せて、あと1年間は民営化する施設ということで保護者の方にお知らせするよ
うな形になりますので、24年4月1日にするといたしましても、その間早く出していけない
といけません。それでいま委員が言われます、その他の施設についてどうするかということに
なりますと、私どもは12月までに出さないといけませんで、とにかく津原保育所をまず民営
化することについての、申し訳ありませんけど、それを出させていただいて、その後の計画に
ついては平成23年度中に計画をさせていただきたいと思っています。よろしく願いいたし
ます。

道祖委員

だからはじめからこれは言っているじゃないですか。津原の件だけでしょうと。出したとき
から。内容を見たら、それしかないじゃないかって言っているんですよ。そんなものが民営化
の実施計画ですかと言っているんですよ。それだったら項目を変えて、津原公営保育所の民営
化実施計画と書けばいいじゃないですか。それに限って書いて出せばいいじゃないですか。目
の前の仕事だけじゃないですか。そうじゃないでしょうと言っているんですよ、私は。全体の
計画の中に、津原の計画があるというなら分かるんですよ。あなた方の答弁を聞いていると、
言うことを聞けというだけじゃないですか。そうじゃないでしょう。私が言っているのは、き
ちっと全体の計画を立ててない、仕事していないと言っているんです、私は。枕詞に財政の問
題とか言うときに、財政の話と何もリンクしてないじゃないですか。5年将来先の飯塚市の財
政と、どうリンクしているんですか、この計画が。こんなことでいいんですか。合併5年です
よ。先ほどから言っているように、あなた方がここに書いているなら、きちんと統廃合するん
だったら、合併特例債を使うということぐらい明記してからやっていかないと、金が足りませ
んよ。私の言っていることがおかしいですか。これを1回引っ込めて、いま言ったように、津
原の件だけ言うなら津原の計画に限った計画を出せばいいじゃないですか。12月議会にかけ
たいということであるなら。それができないんですか。行政手続き上、それができないんです
か。事務手続き上。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:47

再 開 11:49

委員会を再開いたします。

児童社会福祉部長

先ほどから何度も申し訳ありませんけど、この計画については津原の計画ということで、全
体的な計画については早急にまた検討していきたいと思っておりますので、すいませんけどご
理解の程よろしく願いいたします。

道祖委員

再三、言いますけどね、統廃合の問題まで入れているわけですから、財政が逼迫しているの
は事実です。だからみなさん職員の定数も削減するなり、議員も削減するなりできる限りのこ
とは努力していつているわけですよ。であるならば、やはり国の補助金とかそういうものをよ
くよく考えて、適用がされる時期に間に合うようにきちんとしたものを出していただくように、
きょう委員会で指摘したことをよくよく考えてもらって、早急に出していただきますようお願い

い申し上げまして、終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

それでは何点かお聞きします。飯塚市就学前の子どもに関する教育と保育のあり方についてという文章が、今年の2月26日付で発表されているんですけど、私も全部これを詳しく読んでおりませんが、その7ページに保育所、幼稚園という項目があって、保育所や保育園は基本的な地域の習得とともにさまざまな体験を通じて子ども一人ひとりの個性を伸ばす場であり、家庭や地域と連携し地域に開かれた施設として専門性を発揮し、特色ある運営を発揮することが求められます。家庭支援事業や障がい児保育を通じた生活や学習の基盤の育成を推進する必要がありますというふうにあるんです。これをきちんとやっていこうというふうになれば、私はあくまでも公の責任というのを追求しなければならぬのではないかというふうに思うんです。いま道祖委員のほうは民営化の推進というふうに言われておるようですが、私はこの立場を実行するということからすれば、やはり民営化の促進ということについては考えなければいけないというふうに考えます。まずその点の答弁からお願いしたいと思います。

保育課長

民営化した場合に保育内容等が変わってしまわないように、公の施設でやるのが責務ではないかというご質問だと思いますが、保育内容につきましては、先ほども言いましたように、公立・私立問わず国の示した保育指針に基づいて行っております。そういった意味では、民営化するうえにおいてもそれぞれの保育所での保育内容が急激に変わらないように、移管についても十分時間をかけながら、保護者とも話し合いをしながらやっていくこととしておりますので、いま言われましたような内容につきましては、継続的にやっていきたいと考えております。

楡井委員

財政の問題でいま質疑が行われましたけど、財政の問題についても立場をはっきりしなければ、財政は出てこないというふうに思うんですよ。きちんとしてね、どうしてもこの保育のほうからやるんだということに、保育のほうを公でやるんだということになれば、これは自治体の責任でしょう、いい環境で子どもを育てていくということについて言えば、そういうところから見れば、飯塚市の財政の中にも相当無駄な部分が出てきていると思うんです。お金をかけてもやらなきゃならない分野の仕事じゃないかというふうに思うんです。ところが学校再編との関係もあって、学校再編と子育て、特に幼稚園、保育園、就学前、これの関係がどういうふうな討議になっているのか、教育委員会のほうから見ればそういう関連は余り討議されていないんじゃないかというのも、この間、公共施設のあり方に関する調査特別委員会の質疑の中で明らかになったんじゃないかと思うんです。そのことから見てですね、この次世代育成支援対策行動計画というんですか、これがありますが、保育に関してはまちづくりとの絡みで、どのような統廃合計画、民営化計画というのが討議されているんでしょうか。

保育課長

次世代育成計画の専門部会のほうの提言では、先ほど言いましたように、拠点となる施設等については最低でも5施設を残していくということで、その5園を拠点といたしまして、保育については今後飯塚市としては、その拠点を生かしながら保育行政に努めるということをも提言を受けております。これを尊重しながらいま統廃合の問題、それから民営化の問題等について、公立保育所の運営検討委員会の中で検討を進めているところでございます。そういった中で、いろんな施設の状況等を勘案しながら、老朽化の問題もありますし、保育所の駐車場等の送迎の利便性の問題とか、いろんなことを総合的に判断しながら、また地域の方との交流等もやっているところもございまして、そういうことも含めながら総合的に判断しながら、保育行政については進めてまいりたいというふうに考えております。

楡井委員

園の建物の老朽化の問題とか、また駐車場の問題とか言われましたけども、これはもう2次的、3次的な問題だと思うんですよ。やっぱりきちんと市が責任持って、子育てに責任を持つという立場に立てば、その点の解決はできるというふうに思います。それで結局、学校再編との関係は答弁ありませんでしたけども、これがどうなっているのかということがですね、いろいろ公共施設のあり方に関する調査特別委員会の中でも質問が出たと思いますし、私はその点でどうなのか、それから同時に学童クラブの問題も絡むんですよ。学校統廃合との絡みで言えば、逆に学校統廃合の問題はいままで討議もしてきましたけど、逆に子育て・保育のほうからの関係では余り討議がされてないというふうに思いますし、答弁もまた聞いてないというような状況があるんじゃないかと思いますので、保育または幼稚園そういう側面から見た場合に、このまちづくりとの絡みでのですね、学校再編との関連が、市長部局と教育長部局での討議がどうなっているのかというのが聞きたいんですよ。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:58

再開 11:59

委員会を再開いたします。

楡井委員

それでは例えば複合施設という方向がありますよね。その中に保育所も作るだとかいうようなことにも関連してくるんじゃないかと思うんです。それから学童クラブも学校を統廃合することによって人数が多くなると思うんですよ。そういう場合は、その施設の問題から絡めて、また土地の問題も出てくる、保育所の問題も土地も出てくる、そういうことを検討しなきゃならない。保育課、児童社会福祉部のほうからもですね。その点はどういうふうに討議されているのかと聞いているわけです。

保育課長

現在、学校再編の関係につきまして楽市小学校等、学校敷地と隣接している関係で、当然その辺で学校再編の場所の選定によっては影響を及ぼすということで、施設の位置的なものについては、随時いろんな協議をいま行っているところでございます。あと学校と保育との関係というものは、日ごろの保育行政の中で連携を取ながらということをやっておりますけど、そういった日常的な保育と学校の連携の状況でございます。

楡井委員

例えば楽市保育所と平恒保育所、これを統合するという、どちらかが廃止になるんでしょうけども、いうことになりますよね。そうするとこれがその平恒小学校と楽市小学校との統合、そして東中学校との小中一貫という関係で、この2つの保育所、これがどうなるのかということについてはどういう討議をされているんでしょう。

保育課長

いま言われました楽市、平恒の統廃合の計画を出させていただいておりますが、その場所とか位置とかそういうものについて詳細な部分についてはまだ決まっておりませんし、今後の学校再編の動向を見ながら、教育委員会とは連携していくということでいま話し合いを進めております。

楡井委員

どこなのか具体的に決まっていないというのは私も知っています。しかし、どういう討議がされているのか。それからまた、教育委員会のほうとの連携はどうされているのか。ひいては、そのまちづくりとの絡みではどういうふうな討議になっているのか。そういう関係を知りたいというふうに思うんですよ。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:02

再開 12:03

委員会を再開します。

保育課長

いま、そういうふうな地域との関わりとか、そういう部分については細かい話までの検討委員会とかそういう、仮称でございますが、そういうものについては、現在はまだございません。

楡井委員

そういう意味ではこの総合計画、さらには次世代行動計画、さらには先ほど読み上げました、長いから名前が覚えませんが、就学前の子どもに関する協議と、こういう関連がいっさい討議されていないということで認識しますが、それでいいですね。

保育課長

当然、学校、地域との連携というのは重要なことだというふうに認識はしております。しかしながら、まだいま学校の再編の関係については場所等についても、...（「発言をする者」あり）先ほど答弁しましたように、保育所と学校のほうは今のところは日常的な保育行政の中できかわりを持って推進しております。

楡井委員

私は学校関係の分を答弁してくれというふうをお願いしているわけじゃないんですよね。そういうまちづくりとの絡みで学校再編問題として出てきていると。その関係でいまこの民営化の問題が出たから、こういう関係も含めて子育てという側面からどういう関連の討議がされているのかということをお聞きしたかったわけですが、討議はされていないということでいえば、もうそれで、その不十分さはまた別の問題として討議したいというふうに思います。それでいいですね。

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

ちょっと確認なんですけれども、平成22年度の飯塚市公立保育所民営化等実施計画となっていますけど、これは単年度、22年度のことと理解してよろしいですか。

保育課長

先ほど指摘を受けましたが、この計画については平成22年度、先ほど出ました民営化、統廃合施設について示したものでございます。ただ先ほど部長も答弁しましたように、この中身については不十分さを指摘されましたので、早急に新たなものについて検討をするということで、先ほど部長が答弁したとおりでございます。

安藤委員

これでいきますと11ページ、今後の民営化等に当たってというところが、一番いいと思いますが、今後先を決めていくのが計画じゃないかなと、私自身思ったりするんですけれども、その中で幼保連携と言いますか、幼保一体化ということが国の新システムとして挙げられておりますけれども、これが平成25年度執行予定というところとございますけれども、その考え方で、この幼保一体化という考え方なんですけれども、その点どのように認識してあるのでしょうか。

保育課長

幼保一元については、国の基本的な問題として待機児童の解消とか、そういうものについてが主な要因になって話が出ていると思いますが、当然のことながら子育てについては、幼稚園、

保育、その辺の垣根を取ってやっていくということについては、国がいま示しているとおりでございますが、この中身につきましては、最近新聞報道等も出ておりましたけど、いま国のほうの専門部会といいますか、ワーキンググループの中で各討議がいろいろなされているんですが、情報等もあまりいま入ってこない状況がございまして、まだまだ決定には至っておりませんので、今後市としましては、この前本会議の中でも答弁いたしましたように、この国の動向を受けた中で必要があれば、ご質問がありましたように子ども部等の、そういうふうな幼保連携のことも検討していかなくてはならないということは考えております。

安藤委員

現在のところ、保育所と幼稚園は担当課が違うというところでございますし、そういう部分でみると、この先の部分でいうと多分そこら辺もひょっとしたら一緒になっていくかもしれないねってところだと思うんですね。そういう部分でいうと、そこら辺の連携は今からしっかりとつくり上げていく必要が、私はあると思うんですよ。そうでないと急に国からこういう指針が出てきましたよというところに対応するんじゃないかって、もう既に他の自治体の中では幼保の連携という部分で、カリキュラムという部分ですね、そういう部分から入っているところも実際あるわけですから、そこら辺の連携をしっかりとしていただいて、今後に生かしていただきたいというふうに思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なし認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚保健福祉圏域における介護老人福祉施設、特別養護老人ホームの増設及び改築改修に係る協議結果について」報告を求めます。

介護保険課長

5月の厚生委員会において報告しておりました、福岡県高齢者福祉施設等緊急整備計画によります飯塚保健福祉圏域における介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム20床の増床及び改築・改修に係ります協議結果についてご報告させていただきます。先の委員会にて報告しておりましたとおり4月30日より既存の介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム全事業者へ意向調査を行いまして、協議の申請を受け付けております。その結果、20床の特別養護老人ホームの増床につきましては、昨年同様、社会福祉法人光綾会「特別養護老人ホーム多田の里」1事業所のみとなりまして、改築・改修事業につきましては協議申請の提出がありませんでした。以上から20床の増床に係る分につきましては社会福祉法人光綾会の「特別養護老人ホーム多田の里」の協議申請を県に提出しまして、当初の計画には9月の中旬に結果が出るという予定でございましたけども、先月の12日付で通知が届きまして、市のほうより上げました「多田の里」の20床の増床が採択となっておりますので、ご報告させていただきます。なお今後のスケジュールにつきましては、平成23年度中の完成・開設の予定でございますけれども、詳細につきましては、現在、県と調整中でありまして、具体的なスケジュールはまだはっきり分かっておりません。以上簡単でございますけれども、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市子ども読書活動推進計画について」報告を求めます。

生涯学習課長

飯塚市子ども読書活動推進計画の策定についてご説明申し上げます。

本市の子ども読書活動の総合的かつ積極的な推進を図ることを目的に、教育委員会の附属機関であります、飯塚市子供読書活動推進計画策定委員会において審議いただいております、飯塚市子ども読書活動推進計画がまとまり、飯塚市教育委員会に答申がなされましたので報告いたします。本計画は、子ども読書活動の推進に関する法律に基づく市町村行動計画として、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間として策定されたものでございます。

次に、計画書の概要について簡単にご説明いたします。別紙にてお配りしております飯塚市子ども読書活動推進計画をお願いいたします。まず計画書の組み立てでございますが、4章で構成されております。第1章は「飯塚市子ども読書活動推進計画をつくるにあたって」とし、策定の趣旨や基本的な考え方などが示されています。第2章は「飯塚市の子ども読書活動の現状～実態調査から～」ということで、未就学児や小中学校、市立図書館での子ども読書に関する調査結果などの現状を示しています。第3章は「子ども読書活動の推進に向けて」とし、子ども読書活動を推進していくうえでの今後の取り組みについて示され、最後の第4章では「より良い計画推進のために」で締めくくっています。

1ページから3ページをお願いします、まず、第1章「飯塚市子ども読書活動推進計画をつくるにあたって」ですが、国の動向、策定の意義について述べております。また策定の基本的な考え方として、まず計画の位置づけと性格、2つ目に計画の3つの柱、3つ目に計画の期間について示しています。

次に、4ページからの第2章ですが「飯塚市の子ども読書活動の現状～実態調査から～」では、「1. 飯塚市の未就学児の子ども読書活動について」では、まず家庭・地域での現状について、2つ目に保育所・幼稚園等の現状について、3つ目に読書環境について示しています。5ページの「2. 飯塚市の小・中学校児童・生徒の読書意識について」では、平成20年12月に実施したアンケート調査の結果についてその内容を示しています。7ページの「3. 小・中学校の学校図書館の現状について」では、市内34小中学校の図書館の現状や図書館での活動内容を示しています。8ページの「4. 市立図書館の利用状況について」及び9ページからの「5. 本市の子ども読書環境に対する意識」については、図書館の利用者統計や図書館利用者の意識調査の内容を述べたものでございます。11ページの「6. 飯塚市の事業実施状況について」は、小中学校並びに各課における子ども読書に関する取り組みを紹介しています。

続きまして、13ページをお願いします。この推進計画の中でも核となるのがこの第3章でございます。ここでは、子ども読書活動の推進に向けた3つの柱として「家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・図書館における子ども読書活動の推進」、2つ目として「市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力」、3つ目として「子ども読書活動に関する理解のための啓発」という基本方針を掲げ、それぞれの子ども読書活動推進のために必要な取り組みが示されています。まず、13ページの基本方針の1では「家庭・地域・保育所(園)幼稚園・学校・図書館における子ども読書活動の推進」ですが、家庭・地域、保育所(園)・幼稚園、小・中学校、市立図書館の4つに分け、それぞれの役割、今後の取り組みについて示しています。また、19ページからは、子ども読書推進に向けた実施・推進体制について各事業に対する関係課の関わりなどについて示しています。21ページの基本方針の2「市立図書館及び学校図書館、ボランティアの連携・協力」では、図書館の活用やボランティアとの連携・協力の推進について示しています。22ページの基本方針の3「子ども読書活動に関する理解のため

の啓発」では、読書に関する事業の開催や優良団体等の表彰、事業の紹介などの啓発について示しています。

23ページの第4章では「より良い計画推進のために」ということでこの計画を進めるために必要な今後の連絡調整等について示されています。

24ページ以降は資料といたしまして、用語解説、関連法令、アンケート調査の結果などを添付しています。なお、本計画の策定に際し、ブックスタート事業の支援や連携、また、保育所などの未就学児における読書環境の把握やその支援・対応など、今後とも、児童育成課や保育課などの関係課と連携を図る必要があることから当委員会に報告するものでございます。

今後は、この基本計画をもとに、飯塚市の子どもたちが、多くの言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるための力を身につけてもらうために、市の総合計画はもとより、次世代育成支援対策行動計画などとの整合性を図りながら、全市を挙げて子ども読書活動を推進していきたいと考えています。

以上簡単ですが、報告とさせていただきます。

委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

道祖委員

1点だけ確認させていただきますけれど、19ページからですね、「飯塚市子ども読書活動推進計画の推進に向けて（実施体系）」というのがありますけれど、ざっと見た時に学校図書館等は記載されておりますけど、地区公民館の図書室はどういうふうに関連してくるんですか。

生涯学習課長

この中では地区公民館の図書室という形では載せておりませんが、中央公民館の欄の中に一切含めたという形で記載しております。そういう中で地域での取り組み、そういう部分で保護者、ボランティアとの協力・連携とか、図書館各種事業でのお話し会、そういう場所を借りていろいろな形で子どもたちに、そういう場を提供させていただくという形で考えております。

委員長

他に質疑はありますか。

田中博文委員

この推進計画でいろいろ実態調査なりそれぞれアンケート取られておりますけれども、本を読むのが好きですという割合もしくはその1カ月の本を読む数、冊数、これを推進することによってどのくらい具体的に増えるかということは考えておられますか。

生涯学習課長

本を読む冊数というような数値的な目標については掲げておりません。できるだけ多くの子どもたちが本に親しむ機会を提供するという形でこの計画書を策定し、多くの子どもたちに多く本、よりよい本を提供できる環境づくりという形でこの計画書を策定しております。

田中博文委員

この推進計画を今からどうやって進めていくのか。今までほとんどやられてきたことが大半だと思うんですが、ちょっと僕が気になるのが、中学校においても読み聞かせをやっているという実績がございますが、そのところはどのようなふうな認識されてますか。

生涯学習課長

この資料を見ていただければ分かるんですけど、小学校低学年から高学年、また中学生というふうになるにつれ読書離れが進んできております。そういうことから小学生への読み聞かせはもちろんのこと、中学生についてもできるだけ本に親しんでいただけるような環境づくりという形で、読み聞かせというと中学生になってくると抵抗があるんですけど、いろいろな本を紹介する、良い本を紹介するというような形での読み聞かせという形をとっております。

田中博文委員

まず本を読むということをも第1義的に思うと、まず文字を読む力なり、また理解する、また文字を書くといったところになってくると思いますけれども、具体的に言えば、まず本を読むとなればじっとしてそこに5分なり10分なり、それができる体制がないと、なかなか本を読んでいくというふうにはならないと思うんですが、児童育成課なり学校教育課なりそういったところをまず違う角度で、そういったものには力を入れていくということは、何か考えてあるんですかね。

生涯学習課長

現時点では、平成20年度からブックスタートを開始しております。まず4カ月の子どもたちに文字を見て読むということではできませんけど、本というものを肌で感じてもらう。またお母さんとのふれあいの中から、そういう本の読み聞かせをしていただく子どもとのふれあいの中から、子どもたちが小さいときからも本に親しむ、そして文字に親しんでいくという環境をつくりあげていく。また小学生低学年になれば、図書館ボランティアや地域のボランティアの方からの読み聞かせなど、できるだけ多くの時間をさいて子どもたちが本と親しむ機会を増やしていく。そのことによって文字に親しむ。また多くの本を読むことによって多くの知識を身につける。また生きる力を身につける。そういうことがなってくるのではないかなと考えております。

田中博文委員

要望しときますけど、そういったことが具体的にどういう形で現れるのかというのを、それぞれ就学前、それと小学生になってもそうですけども、そういう現場で、こういった形でそれが結果として現れるのか、そのところはそれぞれ成長段階で小さい乳幼児であれば読み聞かせでも結構だろうし、就学前でいけばきちっと文字を書くなり、声を出して本を読むとかそういったところの段階を追いながら、興味なり面白みを持って、なおかつ理解をしていく、そのチェックを大人のほうでやっていくとか、そういうところとこでいかないと、なかなかそういったところには結びついていかないというのが現状だと思います。だからそのところを別の角度でいろいろ見ていただきながら、これを推進していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

楡井委員

5ページの表と6ページの表とそれから9ページに表があります。この関連をちょっとお聞きしたいんですけど、5ページの表では好き、またはどちらかといえば好き、本を読むのがですね、ということで平均して80%、小学校で85%、中学校で75%となっておるという説明と表があります。6ページのほうに行きますと、小学校4年、6年でこの1カ月間、最近1カ月間という限定付きですけれども、1冊も読んでいないのが13.3%、中学生になると27%という数字になってきてるんですね。これは本を読むのが好きと言いつつ1冊も読んでないという人たちの比率も非常に高い。この関連をお聞きしたいんです。同時に9ページの表によると、13歳から15歳というのが中学生でしょうけども、貸出数それから利用者数も含めてですね、図書館の利用者数も含めて、全体の中でも低い数字になってきている状況が見えるじゃないかと思うんです。学校図書があるからということもあるんでしょうけれども、はじめに言った数字から見れば必ずしもその学校図書があるからということでは説明がつかないんじゃないかというふうに思いますので、はじめのほうの質問についてですね、5ページと6ページの表の関連についてですね。それから具体的な対策の所を読んでおりませんので、ちょっとよく分かりませんが、どちらかといえば嫌い、嫌いという人たちの数字は出てませんが、それなりのパーセントが出てきてますので、こういうことに対する対策等があればお聞かせ願いたいと思います。また文章があれば示していただきたいと思います。

生涯学習課長

まず1点目の5ページ、6ページのアンケート調査の結果、グラフについてですけど、まず基本的に子どもたちは本を読むということについては非常に好きという回答が出ております。ただし特にあの高学年、中学生になってきますとクラブ活動なり、受験への対応ということで実際に読む時間・機会が減ってきているのではないかというふうに分析しております。続きまして次の9ページでございますけど、このうち13歳から15歳、中学生だと思っておりますけど、貸し出し冊数のところが非常に低いというご指摘、これは市立図書館での貸し出し冊数の割合ですけれども14,000冊程度、恐れいります31ページをお願いしたいんですが、31ページの下表ですけど、最近1カ月読んだ本はどこで借りた本ですかというグラフがあるんですけど、やはりこれから見ると学校図書館で借りたというのが突出しております。市立図書館で借りたというのと約3倍くらい多くなっております。特に中学生におきましては市立図書館で借りた頻度が非常に少なくなっておりますので、小学生・中学生におきましては市立図書館というよりも学校の図書館のほうが非常に親しみやすく、使いやすいというような内容になっているというふうに思っております。

対策につきましては先ほども申しましたように、小さいときから本に親しんでいただける環境を充実させることによって、年齢が上がっても本離れが進まないというような形を考えておりますので、小さいときから本を読む環境なり、本を読める力を養っていく必要があるというふうに考えております。

楡井委員

先ほど中学生になると塾やクラブ活動でというのは説明がありましたけど、そこら辺を理由に現状を分析しているだけであれば、本当の意味での図書に親しむ状況というのは改善していかないんじゃないかというふうに思います。その点またお互い研究もせないかというふうに思いますので、ぜひこの点説明できるようにしておいていただきたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

安藤委員

計画ができましたと、その後の今後の取り組みが当然重要になってくるわけでございます。その中で学校図書なんですけれども、学校図書標準を満たしていないと、本市におきましては小学校で5校、中学校でも1校だけというふうになっております。これは当然予算も絡むところではございますけれども、そこら辺の考え方をお示してください。

生涯学習課長

学校図書の充実につきましては、学校教育課、教育総務課のほうと連携をとりながらやっていきたいと思っております。また生涯学習課としては市立図書館を所管しておりますので、小中学校への対しての団体貸し出しなり特別貸し出しを積極的に行っていき、学校での図書の不十分さをここで補っていただけるよう今のところそういうふうに考えております。将来的には学校図書についても充実されるようにこの中では述べておりますので、そういう形で現時点においては市立図書館におけるいろいろな図書の支援的なもので補っていく、また司書同士の交流など職員体制の質も上げていきたいというふうに考えております。

安藤委員

いま申されましたとおり、団体図書も横の連携という部分で重要な部分だと思いますけれども、当然その小学校・中学校での図書の充実というものは、本当に一番に目指さなきゃいけないところだというふうに思っております。この中にも書いてありますとおり、古いものとか痛んだものとかもかなりあると、それも含んでの蔵書数というところでございますので、そこら辺もしっかりと充実を図ることが、この計画を計画どおり進めるために一番重要な部分ではないのかなというふうに思いますので、その点もよろしくお願いしたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

柴田委員

全部書類が目に通ってないんですが、いま小学校等で読み聞かせが朝行われてますが、どのくらいの学校が読み聞かせをしているのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

生涯学習課長

読み聞かせにつきましては、小学校すべての学校で行われております。

柴田委員

これは本当にいいことだと思っております。私も朝ちょっと1年生で行っておりますが、やはりその読み聞かせのされる方の人数が借りないというんですか、一生懸命担当の方が手を打ってある。だからその小学校に来てある方のお父さんは終わったらお仕事に行かれるとか、あるお母さんは終わったらすぐまた職場に行かれるとか、それからおじいちゃん、おばあちゃんたくさん参加はしておられます。でも日々来れない人もいらっしゃるの、その手を打つのが大変なようでございます。それでぜひそういうですね、これは本当に大事な読み聞かせだと、皆さん1年生でも本当に静かに聞いてくれるというか、そういう心のやっぱり栄養剤ではないかと思しますので、今このように進めてある状況であれば、読み聞かせの学校と保護者の連携をとっていただきながら読み聞かせの参加者が増えるように、ぜひそういう部分も市から後押ししていただいて協力していただきたいなと思っております。ここにいらっしゃる皆さんもお時間が朝早いから、そういうことはできませんでしょうけれども、おじいちゃん、おばあちゃんになったときでも、そういう協力をしていただきたいなと思っております。ぜひそういう呼びかけを、市のほうに要望しておきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。